

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第2号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(イ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(<u>条例第22条第2号</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第15条 <u>条例第22条第2号</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p> <p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第20条 略</p> <p>(<u>妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等</u>)</p> <p>第21条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事委員会が定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の人事委員会が定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>	<p>(<u>条例第2条第3号ア(ウ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第3号ア(ウ)</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>(<u>条例第22条第2号イ</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第15条 <u>条例第22条第2号イ</u>の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p> <p>(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第20条 略</p>

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他人事委員会が定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(雑則)

第23条 略

(雑則)

第21条 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。